



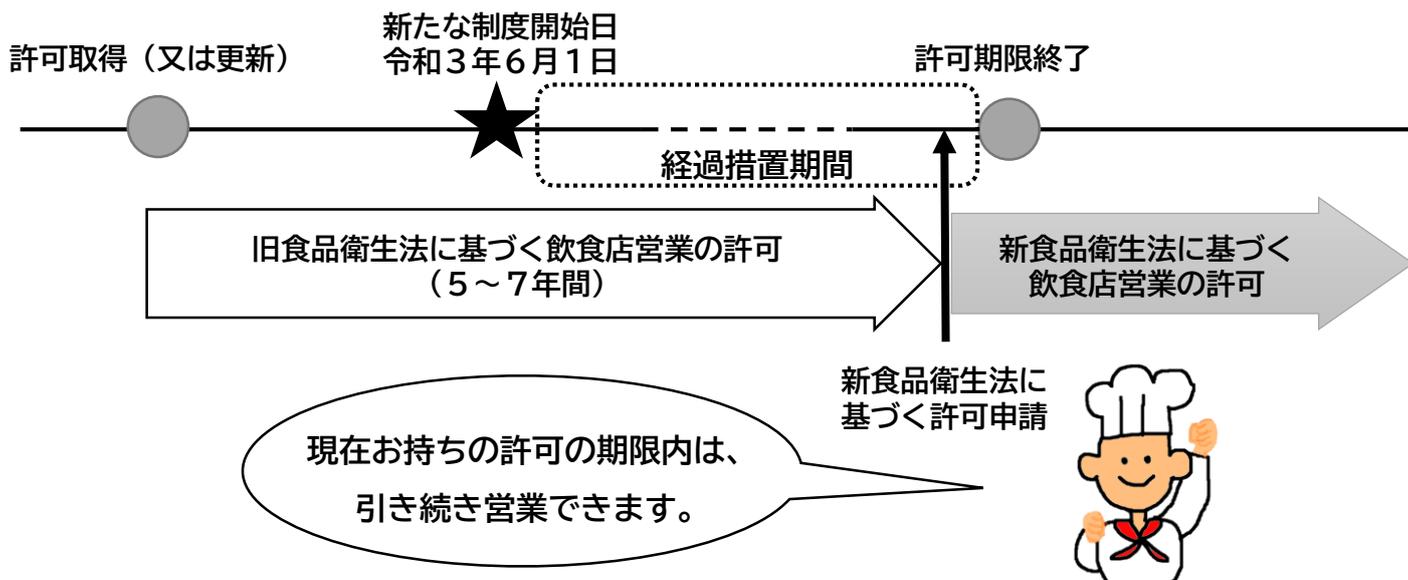
新たな「営業の許可制度」 「営業の届出制度」が 令和3年6月1日から始まります

食品衛生法が改正され、営業許可業種が見直されるとともに、
新たに「営業の届出制度」が創設されました。

現在、食品衛生法の許可を取得している場合は、
有効期間の満了日まで、従前どおり営業することができます。

【対象業種】

飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、喫茶店営業、食肉販売業（未包装品の取扱い）、魚介類販売業（未包装品の取扱い）など、下記《例外》を除く食品衛生法の許可



《例外》

一部の食品衛生法の許可（以下3業種）は、届出業種に移行しますが、令和3年6月1日に届出を行ったとみなされるため、新たな届出は不要です。

【対象業種】

乳類販売業、食肉販売業（包装品のみの取扱い）、魚介類販売業（包装品のみの取扱い）

東京都の条例（食品製造業等取締条例）の許可を取得
又は届出している方は、裏面をご覧ください。

東京都の条例（食品製造業等取締条例）による許可・届出制度は、
令和3年6月1日に廃止されます。

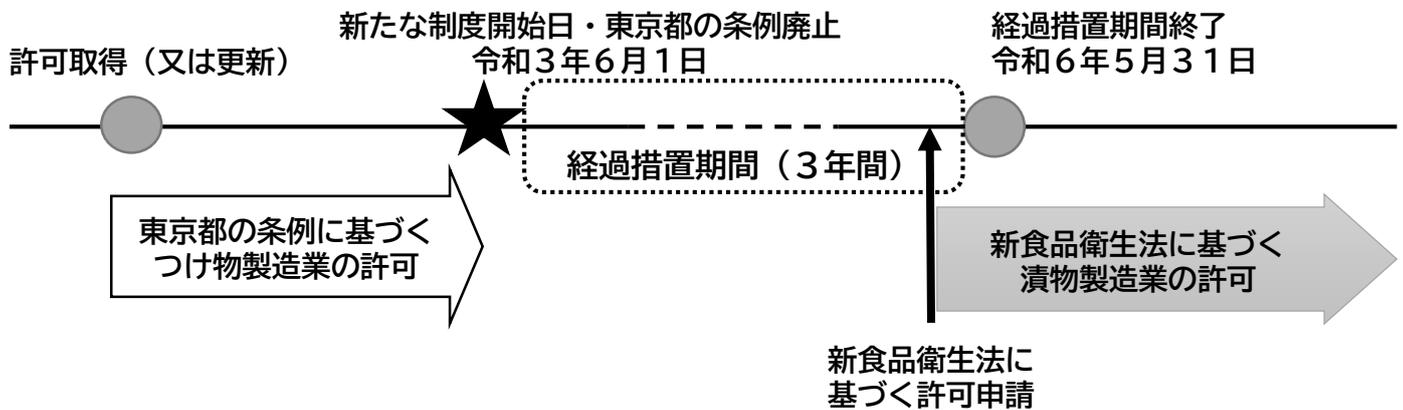
令和3年6月1日以降、引き続き営業する場合は、以下のとおり、
業種によって、食品衛生法に基づく許可又は届出が必要になります。

①【対象業種】つけ物製造業、そう菜半製品等製造業、魚介類加工業、液卵製造業、
調味料等製造業の一部、粉末食品製造業の一部

令和6年5月31日までに、食品衛生法に基づく許可が必要となります。

(※3年間の猶予期間があります。)

◎ 令和3年6月1日以降に、保健所に許可の申請をお願いします。



②【対象業種】食料品等販売業、製菓材料等製造業、行商 など

令和3年11月30日までに、食品衛生法に基づく届出が必要となります。

(※6か月の猶予期間があります。)

◎ 届出様式について

・八王子市保健所の窓口にて配布のほか、令和3年6月までに、八王子市のホームページに
掲載予定です。

八王子市 食品衛生 届出様式一覧

検索

・また、届出はオンラインで提出することもできます。

【食品衛生申請等システム：<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>】

許可業種の見直し及び届出制度の創設の詳しい説明は、東京都のホームページ「食品衛生の窓」
より、「新たな『営業の許可制度』『営業の届出制度』が令和3年6月1日から始まります」の
パンフレット等をご覧ください。

食品衛生の窓

検索